

事務連絡  
令和6年1月22日

各地方整備局等 住宅瑕疵担保履行法担当者 御中  
(各地方整備局等から管内の都道府県へ転送)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課  
不動産業課  
住宅局 参事官 (住宅瑕疵担保対策担当) 付

令和6年能登半島地震による災害に伴う特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく基準日届出の事務の取扱いについて

令和6年能登半島地震による災害が極めて甚大であることに鑑み、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第4条又は第12条の規定に基づく基準日の届出(以下「基準日届出」という。)の事務については、下記の点に留意されたく、通知する。

なお、個々の事務の取扱いにつき不明な点については、担当課と密接な連絡を取りつつ対応されたい。

## 記

### 1. 対象となる地域について

令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域

### 2. 上記1.の対象地域の事業者に係る基準日届出について

#### (1) 届出期限について

令和6年能登半島地震については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和6年政令第5号)が制定され、特定非常災害として指定されるとともに、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責等の措置について定められている。

このため、対象地域に主たる事務所を有する建設業者又は宅地建物取引業者で、第26回基準日（令和6年3月31日）に係る基準日届出をしようとする者（以下「届出事業者」という。）が、令和6年能登半島地震による災害のために、当該基準日届出を行うことができないと認められる場合には、令和6年4月30日までに当該基準日届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないこととされているため、留意されたい。

(2) 届出書類について

対象地域に主たる事務所又は従たる事務所を有する届出事業者が、令和6年能登半島地震による災害のために、第26回基準日に係る基準日届出において、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号）第5条又は第16条に定める書類の一部を添付することができない場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁又は免許行政庁宛てに提出する旨の誓約書、災害により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該基準日届出を受理して差し支えない。

以 上